

凡例

- 延焼の恐れのある部分
- 防煙区画(間仕切壁)
- 防煙区画(垂れ壁)
- 居室・室：自然排煙
- 令126条の2第1項二号適用部分
- 令126条の2第1項三号適用部分
- 室：告示1436-4へ(2)
- 主要な出入口（令125条1項）
- 自然排煙(排煙出方向)
- 消火器
- 屋内消火栓(消火器BOX付き)
- 防火設備(常時閉鎖式)(H12建告1360号)
- 不燃性扉(常時閉鎖式)
- 歩行距離(令120条)
- 水平距離(令126条の3 三号)

屋内階段寸法

階段室	※手摺り（両側・幅100mm以下）の設置
踊場幅（最狭部）	1,481mm
踏段幅（最狭部）	1,481mm
踏面	300mm
蹴上	1-2F：157.70mm 2-3F：196.11mm

踊場の幅：1,200以上
踏面：240以上
けあけ：200以下

<備考>
・風除室(1)、(2)については、昭和46年10月27日住指発744号に準じて排煙免除とする。

